

2023年度

事業計画書

自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

2023年4月1日から公益財団法人B＆G財団に名称を変更する

目 次

I 事業方針	2
II 事業の実施計画	3
【公益目的事業】	
1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進	3
2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備	5
3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進	6
4. 誰もが海に親しめる事業の推進	7
5. 指導員の養成と活用	8
6. 全国会議の開催	10
7. 調査研究等の活動	10
8. 広報活動	11
9. 災害等支援事業	11
10. 寄付金等事業	12
【収益事業】	
1. 土地賃貸事業	12

I 事業方針

2023年3月にB&G財団は創立50周年を迎えた。2023年度は「青少年の健全育成」に加え、「地域活性化と地方創生」を理念とした5ヵ年計画の初年度となる。

これまでの「海洋センター」を通じた支援に留まらず、自治体が抱える社会的課題の解決に向け、「子ども・子育て支援」「防災と災害復興」「海と環境」「健康と生きがいづくり」「コミュニティの再生とまちづくり」の5つを事業の柱として、自治体・海洋センター・海洋クラブ・指導者とともに、真に求められる事業を推進していく。

新たな取り組みとして、地域の社会的課題の解決に積極的な自治体と連携し、海離れの解消や課題解決に向けた実践、その実践事例の発信・波及拠点となる「先進的海洋センターの整備」に着手する。

近年、深刻化する「熱中症対策」として、海洋センタープールに冷暖房を備えた救護室を設置し、安全な利用を促進するとともに、不登校やこころの病気等への早期対応として、子どものストレスチェックや解消プログラムの策定など、今日的課題に積極的に取り組んでいく。

また、困難に直面した子どもを支援する「子ども第三の居場所」は、これまでの20拠点に加え、2023年度は新たに17拠点の運営が始まる。自立心を醸成する多様な機会を提供するとともに、所在自治体間の連携を強化する体制構築などを行っていく。

多発する自然災害の応急対応を行う「防災拠点設置事業」は、54ヵ所の拠点自治体において、人材育成の推進や発災時の協力体制を確立していく。

郷土教育を目的とした「ふるさとの偉人マンガ事業」は、3ヵ年の最終年度となり、100作品の製作と学校授業での活用を予定している。

全国の「海洋センター」は、2022年度に1ヵ所が廃止となり、2023年度当初は、386市町村に464ヵ所となっている。

「全国サミット」や「全国教育長会議」等を通じ、海洋センター所在自治体との協力体制を維持・発展していくとともに、「修繕助成金」を最大限活用し、「海洋センター」の多機能化や機能向上を引き続き推進する。

「海洋センター」運営の根幹である「指導者の養成」は、2022年度に引き続き、年2回の開催とし、指導者の質・量の拡大を図っていく。また、「指導者会」が行うフードロスへの取り組みを支援するなど、継続事業においても、社会的課題に対応すべく、変革・発展させていく。

財団運営にあたっては、基金等の積極的な運用、日本財団からの助成金、土地賃貸料収入などの資金を有効活用するとともに、企業・個人からの寄付金の拡大や、国・法人の補助金の獲得などを行い、地域とともに、未来を担う子どもたちのため、地域の健全な発展のため、役職員一同、さらなる公益目的事業の推進に努める。

Ⅱ 事業の実施計画

【公益目的事業】

公益目的事業として、「青少年の健全育成や国民の心と体の健康づくりをはじめとする各種事業により、地域社会の健全な発展に資する事業」を行う。

各事業の実施計画は次のとおりである。

1. 社会的課題の解決と地域の健全な発展に資する事業の推進

地域の人口減少によるコミュニティの希薄化、子どもの貧困問題、全国的に頻発する自然災害への対応など、現代社会は様々な課題を抱えている。それらの課題解決に向けた多様な事業を全国各地で実施することにより、地域社会の健全な発展に資する。

(1) 海洋センターを活用した地域コミュニティの再生に関するモデル事業

※日本財団助成事業

海洋センター施設を多機能化することにより、従来の「スポーツ振興の場」に留まらず、文化活動など多種多様な活動を行う場所へとシフトし、地域住民の“交流の場”とすることで、「地域コミュニティの再生・活性化」を図ることを目的とする。

①「宿泊機能付加による過疎地域海洋センターの交流拠点化」

- ・ 時期：通年
- ・ 場所：大分県中津市
- ・ 内容：過疎地域の小規模校同士の水辺学習を通じた交流事業
海洋性レクリエーション等を通じた学生と地域住民の交流
市内中心部世帯と過疎地域世帯との交流事業の実施

(2) 「子ども第三の居場所」開設運営支援

①拠点開設運営支援

※日本財団助成事業

海洋センター所在自治体等において、「子ども第三の居場所」を展開するため、行政・地域住民等による連携体制の構築、学習・生活支援プログラムや体験活動の実施など、運営に係る支援を行う。

②「子ども第三の居場所」首長サミット

※日本財団助成事業

- ・ 場所：東京
- ・ 対象：「子ども第三の居場所」実施自治体の首長

③利用児童を対象とした宿泊型海洋体験の実施

※日本財団支援金事業

「子ども第三の居場所」を利用する児童を対象に、日頃できない海洋体験や文化体験等を提供する。

- ・時期：7月～8月
- ・場所：沖縄県
- ・対象：「子ども第三の居場所」利用児童（小学生・中学生）140名

（3）ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業

※日本財団助成事業

地元の小中学生・地域住民の郷土学習やキャリア教育を見据え、各自治体において、学校や地域の連携のもと、ふるさとゆかりの偉人に関するマンガの製作・発行、活用を行う。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター・海洋クラブ所在自治体等 40カ所（製作・発行）
海洋センター・海洋クラブ所在自治体 60カ所（活用）

（4）防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業

海洋センター・クラブ所在自治体に防災拠点を整備するとともに、防災拠点を活かした人材の育成や災害時相互支援体制を構築する。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター所在自治体 54カ所

①各拠点における研修実施・支援

※日本財団助成事業

拠点において実施する「重機研修」「救助艇研修」「避難所研修」等の支援を行う。

- ・時期：通年
- ・場所：各実施自治体、東京等
- ・内容：重機実技研修、救助艇取り扱い実技研修、避難所運営研修、特別教育の受講等

②各拠点参加型の「広域研修」の実施

※日本財団助成事業

全拠点参加型の東京における一括研修「広域研修A」や、先駆的フィールドを活用した「広域モデル研修」等を実施する。

- ・時期：通年
- ・場所：東京等
- ・回数：5回程度
- ・内容：一括座学研修、先駆的フィールド等を活用した救助艇やドローン等の研修等

③協定書調印式及び配備機材お披露目式の実施

※日本財団助成事業

機材配備が完了した自治体において、協定書の調印及び報道関係者等に向けた配備機材お披露目式を実施する。

- ・時期：通年
- ・場所：各実施自治体

④多国籍防災キャンプの実施

※子どもゆめ基金助成事業

外国籍住民が多く暮らす自治体において、防災基礎知識の提供や、子どもたちへの多様な交流機会の場を提供する宿泊型の防災キャンプを実施する。

- ・時期：11月
- ・場所：岐阜県可児市
- ・対象：市内在住の日本人および多国籍住民等

2. 海洋センター・海洋クラブの施設整備

※日本財団助成事業

「海洋センター評価」が原則A評価以上で施設の多機能化及び機能保全、機能向上等を目的とする修繕と、自然災害（地震、台風等）により被害を受けた海洋センター施設の原状復帰修繕等に対し助成金の交付を行うとともに、海洋センター及び海洋クラブ（新規登録海洋クラブ含む）に対して、活動器材の配備を行う。

また、ボートレースの収益金が有効に活用されていることを、広く地域住民に周知するため、「修繕助成決定書授与式」を実施するとともに、リニューアルオープン式典へ出席し、自治体執行部をはじめ、議会関係者、式典に出席した多くの地域住民に更なる利用促進をPRする。

（1）修繕助成金の交付

①通常修繕

- ・対象：36センター・36施設
(プール19施設・体育館16施設・グラウンド1施設)

②特別施設整備

- ・対象：8センター・8施設
(プール6施設・体育館2施設)

（2）活動器材の配備

①活動器材の追加・再配備

- ・対象：海洋センター評価・海洋クラブ評価、活動状況など申請要件を満たす海洋センター・海洋クラブ
- ・器材：救助艇、ライフジャケット、カヌー、ヨットなど（遊休舟艇含む）安全で円滑な活動を行うための器材

②新規海洋クラブの登録及び舟艇器材配備

- ・対象：新規登録海洋クラブ（7ヵ所程度）
- ・器材：救助艇、ライフジャケット、カヌー、ヨットなど活動場所や活動内容に適した器材

③サポーター（小規模クラブ）の登録及び安全器材配備

- ・対象：都内、水辺の安全教室実施校、海レク実施団体等（10ヵ所程度）
- ・器材：安全器材、海レク器材等

（3）修繕確認等

①決定書授与式

- ・対象：助成金額が1,000万円以上の自治体 概ね30ヵ所

②リニューアルオープン式典

- ・対象：海洋センター 概ね20ヵ所

③海洋センター・海洋クラブの現状調査

- ・対象：海洋センター及び海洋クラブ

④海洋センター・海洋クラブの評価

- ・対象：海洋センター及び海洋クラブ

⑤優良海洋センターの表彰

- ・場所：東京都内（全国サミットにて表彰）

⑥海洋センター運営改善に係る協議

- ・対象：海洋センター評価に基づき、C・D評価等、運営が低迷している海洋センター

3. 海洋センター・海洋クラブの活性化事業の推進

少子高齢化や人口減少、格差の拡大など社会環境は大きく変化している。そこで、子育て支援、体験格差の解消など、既存のスポーツに留まらない多様性のある事業を海洋センターで推進し、その取り組みなどを広く情報発信することにより、海洋センター・海洋クラブの活性化を図る。

(1) 学習と体験活動による子育て支援

※日本財団助成事業

学校長期休業中の子育て支援の一環として、学習と体験活動が両立した教室を開催する。

- ・ 時期：通年
- ・ 場所：海洋センター等 80カ所

(2) 次世代型海洋センター艇庫の先進的活用

※日本財団助成事業

海洋センター艇庫において、海洋性レクリエーションに留まらない、多様な活動の機会を創出することで、地域に親しまれる事業拠点化し、艇庫活動の活性化を図る。

場所：千葉県香取市山田

内容：ため池と隣接公園を活用した水と緑のハイブリット型自然体験により、多世代の交流促進の拠点化に向けたイベントや体験会を実施する。

(3) 熱中症対策事業

※日本財団助成事業

上屋付きプール施設に救護室を設置し、熱中症対策を図り利用者のより安全な利用を促進する。

- ・ 配備先：海洋センター所在自治体 30カ所
- ・ 設置備品：冷暖房を備えたプレハブ型の救護室、救護ベッドやベンチ
大型扇風機等

(4) 障害者スポーツ推進プロジェクトの実施

※スポーツ庁委託事業

海洋センターにおいて、地域の障害者が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えることで、障害者のスポーツ実施率の向上を図る。また、障害者と健常者が一緒にスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ教室等を開催し、障害者の理解を促進する。

- ・ 時期：通年
- ・ 場所：富山県南砺市、兵庫県上郡町、山口県周防大島町、香川県高松市
- ・ 対象：海洋センター近隣の障害者、障害者団体、地域住民等

4. 誰もが海に親しめる事業の推進

※日本財団助成事業

海洋に関する国民の理解と関心を深めるため、水辺の清掃活動等を通じて海洋環境への意識向上を図るとともに、水辺の安全学習や海洋性レクリエーション体験等、誰もが海に親しめる事業を推進する。

(1) 学校・地域と連携した「海の日」と「海の安全」を学ぶ教室の開催

年間を通して子どもおよび海洋センター利用者等に対し「海の日」と「海の安全」についての学習の場を提供するとともに、学校教育と連携した教室と教員を対象とした研修を開催する。

- ・時期：通年
- ・場所：全国の小・中学校プール、海洋センタープール等
- ・対象者：小・中学生、教員等 313,000名

(2) 「海の日」に関するイベントの開催

地域住民などを対象に、海水浴場や湖沼の岸边等で海に親しむイベント「砂 ASOBeach」を開催し、「海の日」と「海の安全」について学ぶ機会を提供するとともに、海への理解を深め、海や水辺に親しむ体験機会を提供する。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター所在自治体、海洋クラブ等 18ヵ所
- ・対象者：地域住民等 6,000名

(3) 海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動

水辺や舟艇を活用した水面等での清掃活動や地域の特色を活かしたワークショップを開催し、海洋性レクリエーションと密接に関わる水辺の環境保全、特に海洋ごみに関する知識・意識の向上を図る。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター・海洋クラブ所在自治体 160ヵ所
- ・対象者：一般市民等 17,000名

(4) 漂着ごみ削減に向けた「拾い箱」の設置

自治体と連携して漂着ごみ専用ゴミ箱「拾い箱」を設置し、地域住民を巻き込みながら年間を通じて海浜清掃を行う環境を整えることで、地域の漂着ごみ削減に取り組む。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター・海洋クラブ等所在自治体5ヵ所
- ・対象：地域住民や観光客 等

5. 指導員の養成と活用

海洋センター・海洋クラブにおいて、海洋性レクリエーションの指導や施設の管理・運営等に携わり、青少年の健全育成をはじめ地域住民の健康増進など地域の発展を担う指導員を養成する。

(1) 海洋性レクリエーション指導員の養成

①センター・インストラクター養成研修

※日本財団助成事業

- ・時期：①6月～7月 ②9月～10月 (各33日間)
- ・場所：①沖縄県本部町 ②鹿児島県天城町
- ・定員：各40名
- ・研修内容：財団概要、海洋性レクリエーション理論・実技、安全管理、施設の管理運営、海洋性レクリエーション指導実習、水泳指導実習、救急救命講習、水辺の安全教室指導法、救助艇操船実習、財団が推進する事業 他

②大学等と連携した人材育成

水辺の安全教室や海洋性レクリエーション体験活動に協力する学生ボランティアを養成するため、大学等との連携により、財団指導員の養成プログラムによる研修を実施するとともに、実践活動の場の情報を提供する。

- ・時期：通年
- ・研修内容：「B & G リーダー」養成カリキュラム等に基づく実技・実習 他

(2) 指導者会の活動促進

※日本財団助成事業

地域指導者会の活動の活性化と指導者の資質向上を図るため、各種指導員研修会の実施及び支援を行う。また、全国指導者会としての運営方針・活動目標の決定や活動の活性化に向けた対応を協議するため、正副会長会議およびブロック責任者会議を実施する。

①指導員研修会の実施

- ・時期：1月
- ・場所：東京都内
- ・定員：200名
- ・対象：B & G 指導員、海洋センター・海洋クラブ担当者、指導員資格失効者等
- ・内容：海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動や安全管理などに関する最新の知識や情報、財団と海洋センター・クラブ、指導者会が連携して推進する事業等を紹介

②ブロック別研修会への支援

- ・対象：10ブロック連絡協議会
- ・期間：通年
- ・共催：ブロック連絡協議会
- ・内容：地域ならではの自然環境を活かした自然体験活動の企画運営に関する研修等

③正副会長会議、ブロック責任者会議の開催

- ・開催回数：正副会長会議／２回
ブロック責任者会議／１回

6. 全国会議の開催

※日本財団助成事業

全国の海洋センター所在自治体の首長や教育長をはじめ、海洋センター関係者を対象に各種会議を開催し、財団事業説明及び、他の自治体の事業事例や海洋センターの新たな活用方法等の情報共有を行う。

これにより、財団と自治体、また自治体同士のネットワークを強化するとともに、各自治体の地域コミュニティの活性化と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(1) 第16回B&G全国サミット

- ・時期：１月
- ・対象：海洋センター所在自治体首長・教育長等約８００名
- ・場所：東京都内

(2) 第20回B&G全国教育長会議

- ・時期：１１月
- ・対象：４４道府県連絡協議会 代表教育長、
１０ブロック連絡協議会 幹事自治体教育長等 約１４０名
- ・場所：東京都内

(3) ブロック連絡協議会総会

- ・時期：４月～５月
- ・対象：全海洋センター代表者等 約８００名
- ・場所：１０ブロック連絡協議会 各会場

(4) 全国ブロック幹事会議

- ・時期：６月、２月
- ・対象：全国１０ブロック連絡協議会の幹事 １０名
全国指導者会 ブロック責任者 １０名
- ・場所：全国の海洋センター（オンラインでの実施）

7. 調査研究等の活動

既存事業の検証により、更なる改善や向上を図るとともに、新規事業創出に向けた調査研究等を行う。

（１）事業成果の検証

前年度の財団事業実績、海洋センター・海洋クラブの運営状況等を取りまとめた活動実績報告書などを作成し事業成果の検証を行う。

（２）時代に即した新たな事業の創出に関する調査

社会の変化やニーズに対応した新たな事業として、「心の健康促進事業」や「多国籍防災コミュニティ事業」等の開発を目的とした調査研究を行う。

（３）先進的海洋センターの整備に関する調査等

これまでの海洋センターを大胆に変化させた「フロントライン」と呼べる複合型の先進的海洋センターの整備に向けた募集・選定等を行う。

- ・時期：通年
- ・場所：海洋センター所在自治体 １ヵ所程度

８．広報活動

（１）パブリシティ活動

マスコミ報道を通じて、財団事業や海洋センター・海洋クラブ、指導者の活動を社会へ周知する。

（２）WEBによる情報発信

公式サイトやFacebook、TwitterなどのSNSを活用した情報発信を通して、財団事業や海洋センター・海洋クラブ活動への理解促進を図る。

（３）海洋センター・海洋クラブの広報活動支援

海洋センター・海洋クラブの広報活動を支援するため、指導者や自治体と連携して情報共有・発信を行う。

（４）コンクールの実施

海洋センター・海洋クラブのPR活動の強化を目的とした広報コンクールを実施し、優秀作品の表彰を行う。

９．災害等支援事業

自然災害等により被災した海洋センター所在市町村の住民を対象に、海洋性レクリエーション体験をはじめとした各種支援事業を実施する。

10．寄付金等事業

財団や海洋センターの活動を広く社会一般へ周知するため寄付金の募集による公益的事業を実施する。

【収益事業】

1．土地賃貸事業

東京都江東区深川に当財団が所有する土地（10,684㎡）を賃貸する。
この土地の賃貸料収益は、当財団の公益事業の推進に活用する。